

食料品スーパー業のベンチマーク の制定について

平成 29 年 12 月 25 日

資源エネルギー庁 省エネルギー課

食料品スーパー業のベンチマーク制定（案）

- 事業

商業統計で掲げる業態分類表における**食料品スーパー**をベンチマーク対象店舗とし、事業者単位でその店舗のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上の場合は、ベンチマークの報告が必要となる。

- ベンチマーク指標

当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量（単位 ギガジュール）を①から③の合計量（単位 ギガジュール）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値。

- ① 延床面積（単位 平方メートル）に 2.543を乗じた値
- ② 年間営業時間（単位 時間）に 0.684を乗じた値
- ③ 冷ケース尺数（単位 尺）に 5.133を乗じた値

- 目指すべき水準

0.799以下（上位15%が達成できる水準）

対象事業

- 商業統計で掲げる業態分類表における**食料品スーパー**をベンチマーク対象店舗とし、事業者単位でその店舗のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上の場合は、ベンチマークの報告が必要となる。

別表 業態分類表

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品(注2)	売場面積	営業時間	備考
1 百貨店					「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特 別区及び政令指定都 市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			1500㎡以上(都の特 別区及び政令指定都 市は3000㎡未満)		
3 専門スーパー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上			
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上	250㎡以上		
うちホームセンター		住関連スーパーのうち 5991+5992+6022が0%を超 え70%未満			

販売額 (= 売上げ) の
70%以上

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59、60)に分類して集計したものをいう。

ベンチマーク指標

- 食料品スーパー業におけるベンチマーク指標は、当該店舗のエネルギー使用量の実績値を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備規模の食料品スーパーの平均的なエネルギー使用量で除した値



$$\text{A店舗のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{A店舗のエネルギー使用量の実績値(GJ)}}{\text{A店舗と同じ規模、稼働状況、設備規模の食料品スーパーの平均的なエネルギー使用量(GJ)}} = 0.000$$

※下記の式より平均的な食料品スーパーのエネルギー使用量(GJ)を算出しベンチマーク指標の分母へ代入

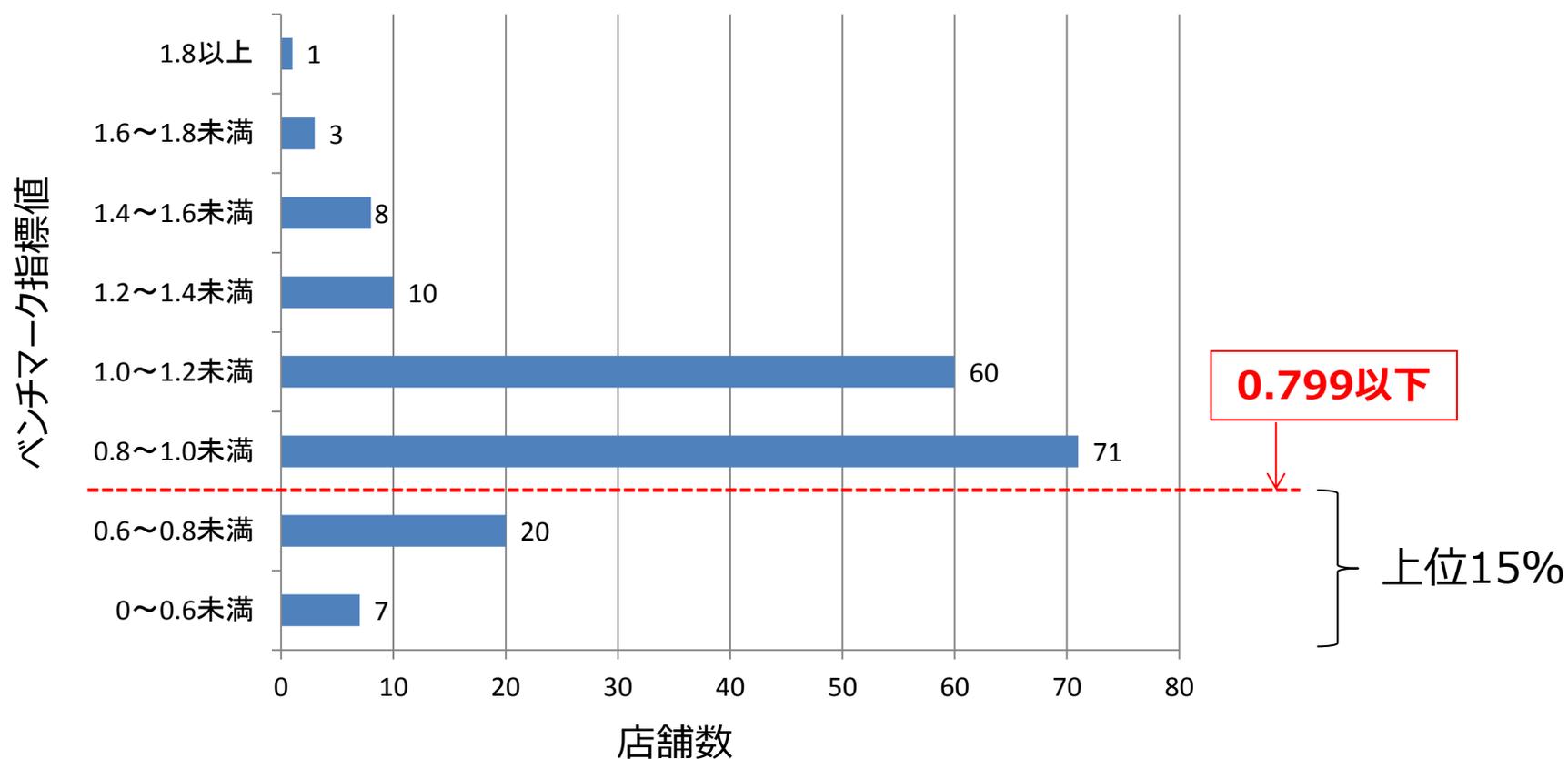
A店舗の 延床面積 (㎡) × 2.543	+	A店舗の 営業時間 (時間/年) × 0.684	+	A店舗の 冷ケース尺数 (尺) × 5.133
-----------------------------------	---	--------------------------------------	---	-------------------------------------

- 当該店舗ごとに算出したベンチマーク指標について、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均したものを、事業者のベンチマーク指標の値とする。

$$\text{事業者のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{A店舗のエネルギー使用量の実績値(GJ)} \times \text{A店舗のベンチマーク指標の値} + \text{B店舗のエネルギー使用量の実績値(GJ)} \times \text{B店舗のベンチマーク指標の値}}{\left(\text{A店舗のエネルギー使用量の実績値(GJ)} + \text{B店舗のエネルギー使用量の実績値(GJ)} \right)} = \square . \square \square \square$$

目指すべき水準

- ベンチマーク指標値の分布は下図の通り。「1」近傍に多くの店舗が分布。
- 有効回答数は180。



参 考 情 報

【参考】指標（案）の検討：重回帰分析の結果

- 各案の詳細は、下記に示す通り。
- いずれの指標（案）も決定係数が高く、ベンチマーク指標として採用することに問題はないと考える。
⇒ **4 協会様合同でのお打合せの結果、案（3）の採用が決定**

(1)規模要因

(2)稼働要因

(3)設備要因

案(1) 決定係数 0.956	総延床面積 × 1.791	+	売上高 × 1.991		+	冷ケース尺数 × 8.631	
案(2) 決定係数 0.962	総延床面積 × 1.982	+	売上高 × 1.411	+	自店舗営業時間 × 0.562	+	冷ケース尺数 × 5.003
案(3) 決定係数 0.958	総延床面積 × 2.543	+		+	自店舗営業時間 × 0.684	+	冷ケース尺数 × 5.133
案(4) 決定係数 0.957	総延床面積 × 1.921	+			年間来店客数 × 0.004	+	冷ケース尺数 × 8.129

【参考】指標（案）の検討：重回帰分析の結果

- 各案の分析結果は、下記に示す通り。
- いずれの指標（案）も決定係数が高く、t 値、p 値からも分析結果の有意性が確認できる。

■案（1）

説明変数	推定値	標準誤差	t 値	p 値
総延床面積	1.791	0.258	6.942	8.19E-11
売上高	1.991	0.301	6.619	4.71E-10
冷ケース尺数	8.631	1.022	8.446	1.41E-14

■案（2）

説明変数	推定値	標準誤差	t 値	p 値
総延床面積	1.982	0.236	8.396	1.74E-14
売上高	1.411	0.291	4.847	2.81E-06
自店舗営業時間	0.562	0.097	5.769	3.68E-08
冷ケース尺数	5.003	1.119	4.470	1.42E-05

t 値とは：一般的に絶対値が2以上であれば、有意でない確率は5%未満と低く、有意であるとされる。なお、t値が1.7より大きければ、有意でない確率は10%未満であり、その非標準化係数の値を採用することもある。

p 値とは：重回帰分析で求められたある変数の係数がAの場合、「実際には効果がない場合（係数が0）に、分析して算出される係数の値がA以上になる確率」を表す。通常、p値が0.05以下の場合、効果がないという仮説を否定してよいとされる。

【参考】指標（案）の検討：重回帰分析の結果

- 各案の分析結果は、下記に示す通り。
- いずれの指標（案）も決定係数が高く、t 値、p 値からも分析結果の有意性が確認できる。

■案（3）

説明変数	推定値	標準誤差	t 値	p 値
総延床面積	2.543	0.214	11.864	2.89E-24
自店舗営業時間	0.684	0.094	7.297	9.52E-12
冷ケース尺数	5.133	1.161	4.420	1.72E-05

■案（4）

説明変数	推定値	標準誤差	t 値	p 値
総延床面積	1.921	0.241	7.979	2.04E-13
年間来店客数	0.004	0.001	7.132	2.67E-11
冷ケース尺数	8.129	1.011	8.043	1.4E-13

t 値とは：一般的に絶対値が2以上であれば、有意でない確率は5%未満と低く、有意であるとされる。なお、t値が1.7より大きければ、有意でない確率は10%未満であり、その非標準化係数の値を採用することもある。

p 値とは：重回帰分析で求められたある変数の係数がAの場合、「実際には効果がない場合（係数が0）に、分析して算出される係数の値がA以上になる確率」を表す。通常、p値が0.05以下の場合、効果がないという仮説を否定してよいとされる。